

平成28年度 丹波市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

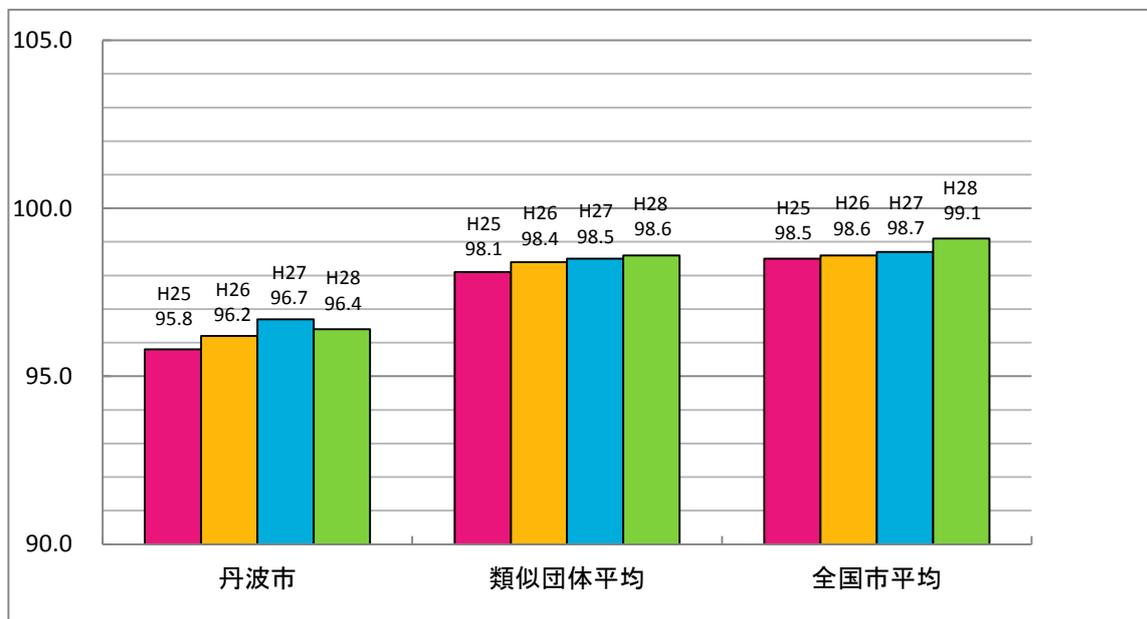
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度の人件費率
平成27年度	人 66,851	千円 36,777,225	千円 3,261,765	千円 4,853,479	% 13.2	% 11.9

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成27年度	人 573	千円 2,097,787	千円 365,027	千円 782,519	千円 3,245,333	千円 5,664	千円 5,881

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①、②、③の要件には該当していません。

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置がないため、該当しません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

給料表の改定実施時期：平成27年4月1日

内容：行政職給料表について、国と同様に平均2%引き下げ。若年層については、引き下げなし。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)
平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例を「平成28年3月31日まで」に改正。
国と同様に4,000円引き上げ、30,000円に改定。(平成28年4月1日実施)

②地域手当の見直し

地域手当の支給対象地域外であるため、該当しません。

(6) 特記事項

平成16年11月1日に旧氷上郡6町が合併し丹波市となっています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
丹波市	41.7 歳	314,050 円	374,509 円	336,175 円
兵庫県	44.6 歳	338,700 円	429,920 円	389,729 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.8 歳	316,886 円	387,164 円	352,967 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
丹波市	48.4 歳	40 人	308,150 円	343,174 円	324,113 円	—	—	—	—
うち給食	46.1 歳	14 人	283,650 円	303,377 円	290,757 円	調理師	42.2 歳	259,500 円	1.17
うち清掃	49.3 歳	15 人	322,140 円	371,276 円	347,673 円	廃棄物処理業	45.3 歳	290,300 円	1.28
うち用務員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	—
兵庫県	53.8 歳	514 人	337,500 円	403,354 円	372,102 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	50.7 歳	29 人	307,838 円	342,170 円	325,546 円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
丹波市	—	—	—
うち給食	4,846,637 円	3,470,300 円	1.40
うち清掃	5,938,257 円	3,968,100 円	1.50
うち用務員	* 円	2,732,900 円	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成25～27年度の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 対象となる職員が1人の場合は、全てアスタリスク(*)としている。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
丹波市	48.4 歳	376,668 円	420,931 円
兵庫県	41.7 歳	354,100 円	412,320 円
類似団体	38.3 歳	286,042 円	318,975 円

④消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
丹波市	37.0 歳	283,448 円	346,594 円	303,716 円
兵庫県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	37.8 歳	293,105 円	367,785 円	329,048 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分		丹波市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	181,284 円	176,700 円
	高校卒	149,000 円	147,361 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	143,999 円	—
	中学卒	— 円	—	—
教育職	大学卒	176,700 円	202,449 円	—
	高校卒	149,000 円	180,295 円	—
消防職	大学卒	183,300 円	—	—
	高校卒	154,300 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成28年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	249,913 円	343,800 円	372,227 円	383,920 円
	高校卒	—	300,200 円	348,933 円	372,044 円
技能労務職	高校卒	—	—	304,129 円	325,786 円
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
消防職	大学卒	257,825 円	—	—	—
	高校卒	223,371 円	302,350 円	356,113 円	374,133 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

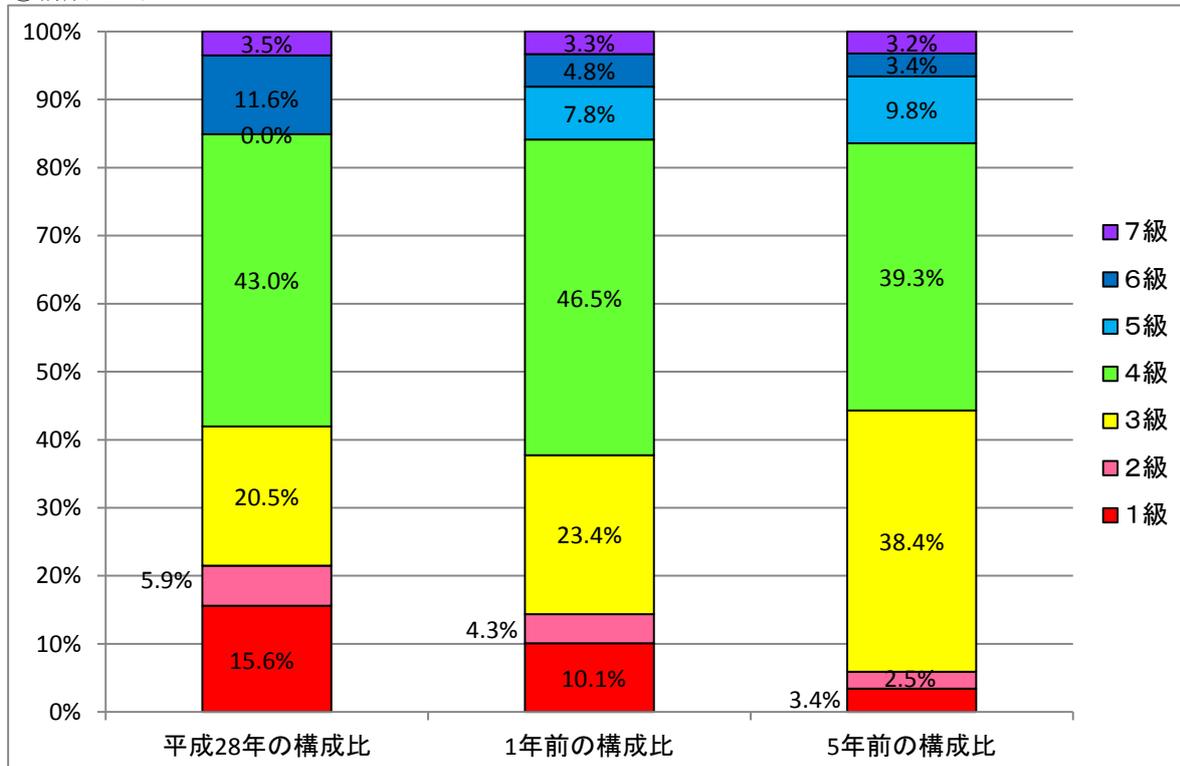
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

①職員数

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	技監、部長、会計管理者、議会事務局長	14人	3.5%	361,300円	443,700円
6級	次長、課長、事務局長	47人	11.6%	317,000円	409,000円
5級	副課長	0人	0.0%	286,200円	391,800円
4級	係長、主幹	174人	43.0%	259,900円	379,800円
3級	主査	83人	20.5%	226,400円	348,800円
2級	主事	24人	5.9%	190,200円	303,000円
1級	主事	63人	15.6%	140,100円	246,100円

- (注) 1 丹波市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

②構成比グラフ



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までの運用	丹波市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

- (注) 1 人事評価を実施したが、昇給への反映における該当者なし。
 2 判定期間の全ての期間を勤務していない者(病気休暇の取得、判定期間の最初の日後に採用された者等)、懲戒処分又は分限処分を受けた者で成績率が調整された者を除く。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丹波市		兵庫県		国	
1人当たり平均支給額(平成27年度決算) 1,409 千円		1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,891 千円		—	
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分		(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分		(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 役職加算 5~10%		(加算措置の状況) 役職加算 5~20%(抑制後 5~13%) 管理職加算 10~20%(抑制後 7~12%)		(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

平成28年度中における運用	丹波市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(注) 1 人事評価を実施したが、勤勉手当への反映における該当者なし。
2 判定期間の全ての期間を勤務していない者(病気休暇の取得、判定期間の最初の日後に採用された者等)、懲戒処分又は分限処分を受けた者で成績率が調整された者を除く。

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

丹波市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (勸奨退職時特別昇給 —)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額 5,510 千円 22,603 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給実績(平成27年度決算)		429 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		429 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
なし	0 %	1 人	0 %

※ 兵庫県後期高齢者医療広域連合派遣(神戸市)による支給

(4) 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		22,191 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		164,378 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)		21.4 %		
手当の種類(手当数)		18 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
下水道管渠内作業手当	下水道管渠内作業従事職員	下水道管渠内作業	作業1日につき1,000円以内	
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業従事職員	感染症防疫作業	作業1日につき1,000円以内	
小動物死体処理作業手当	小動物死体処理作業従事職員	小動物の死体処理業務	作業1回につき1,000円以内	
家畜死廃病傷事故作業及び損害防止作業手当	家畜死廃病傷事故作業及び損害防止作業従事職員	家畜死廃病傷事故作業及び損害防止作業	作業1回につき1,000円以内	
行旅死亡人等取扱作業手当	行旅病人	行旅病人取扱作業従事者	行旅病人取扱業務	取扱い1件につき1,000円以内
	行旅死亡人	行旅死亡人取扱作業従事者	行旅死亡人取扱業務	取扱い1件につき2,000円以内
再任用短時間勤務職員の手当額の特例	再任用短時間勤務職員	該当業務	地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月数でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第3項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	
清掃現場業務手当	清掃現場業務従事職員	清掃業務	月額10,000円以内	
火葬業務手当	火葬業務従事職員	火葬業務	1件につき4,000円以内	
休養施設業務手当(やすら樹)	休養施設勤務職員	休養施設業務	給料月額の3%以内	
診療所医師(手当)	医師	医師業務	月額(1)(2)の合算 (1)本給月額の100分の50の額に475,000円を加えた額の範囲 (2)医師が行った診療及び手術についての手数料の100分の60を超えない範囲	
予防衛生等の業務に従事する診療所職員(手当)	予防衛生等の業務に従事する診療所職員	予防衛生等業務	1年30,000円(補助業務を行う者5,000円)を超えない範囲内	
学校医又は幼稚園医としてその業務に従事した診療所医師(手当)	学校医としてその業務に従事した診療所医師	学校医	年60,000円を超えない範囲内	
	幼稚園医としてその業務に従事した診療所医師	幼稚園医	年60,000円を超えない範囲内	
保育所(園)又は認定こども園医としてその業務に従事した診療所医師(手当)	保育所(園)医としてその業務に従事した診療所医師	保育所(園)医	年60,000円を超えない範囲内	
	認定こども園医としてその業務に従事した診療所医師	認定こども園医	年60,000円を超えない範囲内	
産業医手当	産業医としてその業務に従事した医師	産業医業務	月20,000円を超えない範囲内	
X線作業手当	X線作業従事職員	X線作業	月額6,000円以内	
人の死体処置に従事する職員(手当)	人の死体処置に従事する職員	死体処置業務	1回につき3,000円以内	
教務手当(看護専門学校専任教員)	講師として研修、講義又は実習指導の業務に従事した丹波市立看護専門学校の専任教員	看護専門学校講師業務	月額26,100円以内	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
出動手当	緊急時に出動し、消防業務に従事した消防吏員	消防業務	災害出動
			機関員 1回400円以内
			その他 1回300円以内
			救急出動
機関員 1回400円以内			
その他 1回300円以内			
救急救命士 1回500円以内			
当務手当	隔日勤務者に現に消防業務に従事した消防吏員	消防業務	1当務500円以内。ただし、従事した時間が1当務に満たないときは2分の1を減額する。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	172,171	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	334	千円
支給実績(平成26年度決算)	248,508	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	453	千円

(注) 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	(1)配偶者13,000円 (2)配偶者以外の扶養親族2人 まで1人6,500円 職員に配偶者がいない場合、その うち1人11,000円 職員に扶養親族でない配偶者 がいる場合、そのうち1人6,500 円 (3)その他の扶養親族 1人 6,500円 ただし、満16歳の年度始めから 22歳の年度末までの子がいる場 合は、(2)から(3)の額に1人に つき5,000円加算	同		87,609 千円	246,094 円
住居手当	借家の場合、家賃額に 応じて 最高27,000円	同		18,755 千円	275,802 円
単身赴任手当	単身赴任職員とその配偶者 の住居間の交通距離に 応じて30,000円から70,000円 までの範囲	同		— 千円	— 円
通勤手当	(1)交通機関の利用者 実費支 給(最高限度額55,000円) (2)交通用具の利用者 1km以上 2km未満 1,000円 2km以上 3km未満 2,100円 3km以上 4km未満 2,900円 4km以上 5km未満 3,700円 5km以上 7km未満 4,500円 7km以上 10km未満 5,800円 10km以上15km未満 7,300円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	一部異なる	交通用具の 利用者の区 分及び手 当額	54,376 千円	95,732 円
休日勤務手当	休日における正規の勤務時 間中の勤務1時間につき、勤 務1時間あたりの給与額の 100分の125から100分の150 までの範囲を乗じた額	同		16,042 千円	267,374 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10時から午前5時までの間に 勤務した1時間につき、勤務 1時間あたりの給与額の100 分の25を乗じて得た額	同		5,182 千円	77,338 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務1回 につき4,200円を超えない範 囲	同		— 千円	— 円
管理職手当	部長相当職(医療職) 80,000円 部長相当職(医療職を除く) 70,000円 次長相当職(医療職) 65,000円 次長相当職(医療職を除く) 55,000円 課長相当職 45,000円 副課長相当職 35,000円	異	定額	35,949 千円	485,793 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等の勤務1回あたり、 部長・課長級 6,000円 副課長級 4,000円	同		374 千円	5,343 円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	836,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,037,000 円/ 435,000 円
	副 市 長	665,000 円	857,000 円/ 578,000 円
報 酬	議 長	445,000 円	629,000 円/ 350,000 円
	副 議 長	365,000 円	575,000 円/ 300,000 円
	議 員	330,000 円	522,000 円/ 280,000 円
期 末 手 当	市長、副市長	(平成27年度支給割合)	3.80 月分
	議長、副議長 議 員	(平成27年度支給割合)	3.80 月分
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	市 長	給料月額×在職月数×0.40	16,051 千円 任期終了時
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.24	7,660 千円 任期終了時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

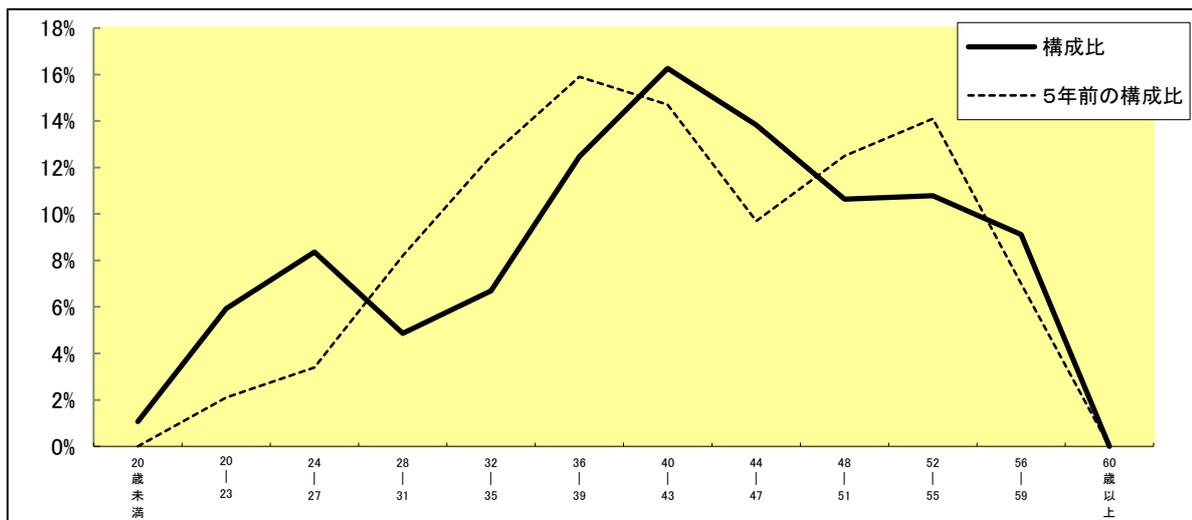
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成27年	平成28年		
普通会計部門	議会	5	5	0	
	総務	145	147	2	マイナンバー業務による増員
	税務	28	27	△1	欠員不補充による減員
	農林水産	41	39	△2	災害普及事務の統廃合縮小
	商工	11	12	1	勤務条件改善のための増員
	土木	42	46	4	建築業務の集中化による増員
	民生	79	77	△2	欠員不補充による減員
	衛生	63	63	0	
	計	414	416	2	(参考)人口1万人当たり職員数 62.52 人
	教育	79	80	1	勤務条件改善のための増員
	消防	80	81	1	24時間駐在所増設に向けた増員
計	573	577	4	(参考)人口1万人当たり職員数 86.72 人	
公営企業等 会計部門	病院	10	10	0	
	水道	21	21	0	
	下水道	16	16	0	
	その他	32	34	2	国保保健事業及び農業共済業務の対応のための増員
	小計	79	81	2	
合計		652	658	6	(参考) 人口1万人当たり職員数 98.89 人
		[953]	[953]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 職員数に教育長を含まない。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	7人	39人	55人	32人	44人	82人	107人	91人	70人	71人	60人	0人	658人

※教育長を除く



(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	430	412	407	404	414	416	△ 14 (96.7 %)
教 育	98	96	95	92	79	80	△ 18 (81.6 %)
消 防	74	74	74	74	80	81	7 (109.5 %)
普通会計計	602	582	576	570	573	577	△ 25 (95.8 %)
公営企業等会計	80	80	80	79	79	81	1 (101.3 %)
総合計	682	662	656	649	652	658	△ 24 (96.5 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

※教育長含む(平成27年以降は教育長を含まない)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 2,026,620	千円 -28,158	千円 92,314	% 4.6	% 5.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費34,019千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村団平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 21	千円 81,150	千円 14,999	千円 30,184	千円 126,333	千円 6,016	千円 6,190

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数(決算)である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
丹波市	41.9歳	331,145円	478,547円
市町村団体 平均	44.7歳	346,797円	514,785円
事業者	—歳	—	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

丹波市		市町村団体平均	
1人当たり平均支給額(平成27年度)	958千円	1人当たり平均支給額(平成27年度)	1,464千円
(平成27年度支給割合)		—	
期末手当	2.60月分	勤勉手当	1.60月分
(加算措置の状況) 役職加算		5~10%	

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

丹波市			市町村団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	—月分	—月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	—月分	—月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	—月分	—月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	—月分	—月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 —)			その他の加算措置 (退職時特別昇給 —)		
1人当たり平均支給額 — 千円			1人当たり平均支給額 15,855千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		0千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
なし	0%	0人	0%

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(平成27年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	6,865 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	381 千円
支給実績(平成26年度決算)	6,945 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	347 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	(1)配偶者13,000円 (2)配偶者以外の扶養親族2人まで1人6,500円 職員に配偶者がいない場合、そのうち1人11,000円 職員に扶養親族でない配偶者がいる場合、そのうち1人6,500円 (3)その他の扶養親族 1人6,500円 ただし、満16歳の年度始めから22歳の年度末までの子がいる場合は、(2)から(3)の額に1人につき5,000円加算	同		3,575 千円	238,300 円
住居手当	借家の場合、家賃額に応じて 最高27,000円	同		324 千円	324,000 円
単身赴任手当	単身赴任職員とその配偶者の住居間の交通距離に応じて30,000円から70,000円までの範囲	同		— 千円	— 円
通勤手当	(1)交通機関の利用者 実費支給(最高限度額55,000円) (2)交通用具の利用者 1km以上 2km未満 1,000円 2km以上 3km未満 2,100円 3km以上 4km未満 2,900円 4km以上 5km未満 3,700円 5km以上 7km未満 4,500円 7km以上 10km未満 5,800円 10km以上15km未満 7,300円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	同		1,591 千円	75,777 円
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中の勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の100分の125から100分の150までの範囲	同		— 千円	— 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同		— 千円	— 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務1回につき4,200円を超えない範囲	同		— 千円	— 円
管理職手当	部長 70,000円 次長 55,000円 課長 45,000円 副課長 35,000円	同		1,578 千円	526,144 円
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等の勤務1回あたり、 部長・課長級 6,000円 副課長級 4,000円	同		— 千円	— 円